

採用活動等におけるハラスメント防止指針

2026 年 10 月 1 日制定

筑波銀行は、当行への就職を希望・検討される方（以下「求職者等」）が安心して就職活動を行っていただけるよう、採用活動等におけるハラスメント防止指針を以下の通り定め、全役職員に対し周知徹底いたします。

1. 求職者等と面接・面談を行う場合は、当行施設内や大学・企業施設内、もしくは第三者の目がある環境等、適切な環境で実施します。
2. 求職者等との面接・面談は業務として実施し、業務外では行いません。
3. 求職者等との連絡においては、銀行の固定電話・携帯電話・メールを利用し、役職員個人のメールや携帯電話・SNS等とは利用しません。
4. 求職者等との面接・面談において、食事・飲酒はしません。
5. 本指針に定めのない事項については、当行の採用活動等におけるハラスメント防止規程や関連規程等に基づき対応します。

【採用活動等におけるハラスメントに関する相談窓口】

当行の採用活動等におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は、次の窓口で受け付けます。ご相談いただいたことを理由として、就職活動が不利になることはございません。

<採用活動等におけるハラスメント相談窓口>

◆電話：029－859－8111（筑波銀行代表）

リスク統括部宛に「採用活動等に関するハラスメント相談窓口」とお申し付けください。

電話受付時間：午前 9 時～午後 5 時

土・日・祝日、12 月 31 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

◆リスク統括部 電子メール：recruit-harassment@tsukubabank.co.jp

以上